

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課・室職員の担当事務の周知 3 災害対策本部を設置する前 ⇒ 災害警戒本部により対応 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 市庁舎内 (状況に応じ現地災対本部設置) 5 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立 6 本部内の事務の片寄り ⇒ 集約(本部事務局) ⇒ 各部へ応援要請	各課・室、各関係機関共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「和泉市災害応急対策実施要領」の定めるところによる。

第2 市の組織体制

1 事前活動

危機管理監は、災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたときは、関係部長と協議の上、情報活動など必要な事前活動を行う。

2 災害警戒本部の設置

防災担当副市長は、次の設置基準に該当する場合には、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
①気象予警報の発表により災害発生のおそれがあるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③市域に震度5弱(注)の地震が発生したとき。 (自動設置) ④東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。 ⑤その他市長が必要と認めたとき。	①市の地域において災害発生のおそれが解消したとき。 ②災害応急対策がおおむね完了したとき。 ③災害対策本部が設置されたとき。 ④その他市長が認めたとき。

(注) 市域の震度とは、勤務時間にあつては市庁舎に設置した震度計が示す震度、勤務時間外にあつてはテレビ、ラジオ等で放送される大阪管区气象台発表の「和泉市」又は「隣接市町」の震度をいう(以下同じ)。

(2) 災害警戒本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 防災担当副市長 副本部長 他の副市長、教育長 本部員 参与及び全部長級職員 *状況に応じ副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、全構成員が自主的に参集する。	①情報の収集、伝達に関する事 ②職員の配備体制に関する事 ③災害対策本部の設置に関する事 ④その他災害応急対策の実施に関する事

(3) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎内に設置する。

なお、原則は本館3階会議室【災害対策本部】とするが、状況により変更する。

3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
①市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 (自動設置) ②中規模又は大規模な災害が発生したとき。 ③市域に特別警報が発表されたとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	①災害応急対策がおおむね完了したとき。 ②その他災害対策本部長が認めたとき。

(2) 災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 市長 副本部長 防災担当副市長、他の副市長、教育長 本部員 参与及び全部長級職員	①情報の収集、伝達に関する事 ②職員の配備体制に関する事 ③府及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ④関係機関に対する応援又は派遣要請に関する事 ⑤災害救助法の適用に関する事 ⑥現地災害対策本部の設置に関する事 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関する事項

(3) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎内に設置する。

なお、原則は次の順位で設置場所を検討するが、状況により変更する。

第1順位…本館3階会議室【災害対策本部】

第2順位…別館3階会議室 (予定)

ただし、庁舎が被災し、庁舎以外に設置したときは、関係機関に対し連絡する。

4 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があると認めるときは、被災地近接の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
災害対策本部長が必要と認めるとき。	①災害応急対策がおおむね完了したとき。 ②その他災害対策本部長が認めるとき。

(2) 現地災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 災害対策本部長が指名 副本部長 〃 本部員 〃	①情報の収集、伝達に関すること。 ②現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整に関すること。 ③職員の配備体制に関すること。 ④現地の災害応急対策の実施に関すること。 ⑤その他必要な事項

第3 市の動員配備体制

1 職員の配備基準配備体制

(1) 事前配備

危機管理監は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
事前配備	①災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③南海トラフ沿いで異常な現象が観測されたとき。 ④市域に震度4の地震が発生したとき。 ⑤その他市長が必要と認めるとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制

(2) 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

防災担当副市長は、次の配備基準に該当する場合には、市長の指示により「風水害警戒配備」又は「震災警戒配備」を指示する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、自動配備とする。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
風水害警戒配備	①気象予警報の発表により災害の発生が予想されるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③その他市長が必要と認めるとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
震災警戒配備	①市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき ③その他市長が必要と認めるとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制

(3) 非常配備（原則として災害対策本部設置）

市長は、必要に応じて次の配備を指令する。ただし、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
非常配備 A号	①中規模災害が発生したとき。 ②小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、おおむね職員の1/3を動員する。
非常配備 B号	①中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ②その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、おおむね職員の2/3を動員する。
非常配備 C号	①市域に震度5強以上の地震が発生したとき。（自動配備） ②市域に特別警報が発表されたとき。 ③大規模災害が発生したとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

2 勤務時間外における職員の動員体制

(1) 緊急連絡網の整備等

職員の緊急連絡網を常に整備しておくとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

(2) 初期活動に係る動員体制

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

なお、緊急対策員が参集するまでの間は、消防本部が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 職員の自主参集

職員は、和泉市災害応急対策実施要領に基づき、風水害及び震災の規模に応じて自主参集を行う。この場合、上記(2)の「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、下表のとおり参集する。

要員	参集場所	震災（地震）	風水害
緊急対策員 （市職員）	市役所・災害対策 （警戒）本部	市内に震度5強以上の地震が発生したとき （自主参集）	気象警報等の発令により災害対策（警戒）本部から指示があるとき （指示参集）
緊急避難所員 （教職員）	各小・中学校	市内に震度5強以上の地震が発生したとき （自主参集）	

(4) 自動配備の徹底

職員は、勤務時間外において地震が発生したときは、速やかにテレビ、ラジオ等により震度情報を把握し、迅速な参集が行えるよう常日頃から心がける。

また、市長は、東海地震注意情報を受けたときは、その後の配備指令を迅速かつ的確に伝達するため、必要に応じ、あらかじめ「自宅待機」を指示する。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第5 大阪府現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、府の現地災害対策本部が設置された場合には、相互に連携し災害応急対策の実施にあたる。

第6 継続勤務体制の確立

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な継続勤務体制の整備を図る。

- | | | |
|-----|-------|------------------------|
| 資料編 | ○ 3-1 | 和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌 |
| | ○ 3-2 | 和泉市職員動員配備体制一覧 |
| | ○ 3-3 | 和泉市防災会議条例 |
| | ○ 3-4 | 和泉市防災会議委員一覧 |
| | ○ 3-5 | 和泉市災害対策本部条例 |